

定 款

三重県津市高茶屋七丁目 1 番 1 号

井村屋グループ株式会社

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、井村屋グループ株式会社と称し、英文では IMURAYA GROUP CO.,LTD.と表示する。

第2条 (本店の所在地)

当社は、本店を津市に置く。

第3条 (目 的)

当社の目的は、次のとおりとする。

- 1 会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することによる当該会社等の事業活動の経営管理
- 2 前号の会社等に関するコンサルティング業ならびに特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権、ノウハウ等の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡の業務
- 3 当社が所有する不動産の管理業務
- 4 前各号に付帯関連する一切の業務

第4条 (機 関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 （発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、50,000 千株とする。

第 7 条 （自己の株式の取得）

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条 （単元株式数）

当社の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条 （単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第 10 条 （単元未満株式の買増し）

当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 11 条 （株式取扱規則）

当社の株主権利行使の手續その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第13条 (基準日)

当社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

第14条 (株主総会の招集)

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第15条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係

る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 18 条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 19 条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 20 条 （議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 21 条 （員 数）

当会社の取締役は、13 名以内とする。

第 22 条 （選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第23条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第24条 (任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第25条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。

- 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第26条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 27 条 （取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的たる事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第 28 条 （相談役および顧問）

当社は、取締役会の決議により、相談役および顧問若干名をおくことができる。

第 29 条 （取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 30 条 （取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 31 条 （報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 32 条 （取締役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議によって、その責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる社外取締役の損害賠償責任につき、

善意にしてかつ重大なる過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

第33条 (員 数)

当会社の監査役は、5名以内とする。

第34条 (選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第35条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第36条 (任 期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第37条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 38 条 （監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 39 条 （監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 40 条 （監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 41 条 （報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 42 条 （監査役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議によって、その責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる社外監査役の損害賠償責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会 計 監 査 人

第 43 条 （選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第44条 (任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該株主総会において再任されたものとする。

第45条 (会計監査人の責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、任務を怠ったことによる会計監査人の損害賠償責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

第46条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第47条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第48条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第49条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

改正

昭和 47 年 5 月 30 日

昭和 48 年 5 月 30 日

昭和 50 年 5 月 30 日

昭和 57 年 6 月 29 日

昭和 62 年 6 月 26 日

平成 4 年 6 月 26 日

平成 6 年 6 月 29 日

平成 9 年 6 月 27 日

平成 10 年 6 月 26 日

平成 12 年 6 月 27 日

平成 13 年 6 月 27 日

平成 14 年 6 月 26 日

平成 15 年 6 月 26 日

平成 16 年 6 月 25 日

平成 18 年 6 月 23 日

平成 21 年 6 月 23 日

平成 22 年 6 月 22 日

平成 22 年 10 月 1 日

平成 27 年 6 月 19 日

*2016 年 10 月 1 日

単元株式数変更

(以降の改正は西暦を使用)

2018 年 6 月 22 日

取締役員数変更